


**令和7年度
就学に向けての相談について**
 ～12分でわかる就学相談～
 肢体不自由児向け補足説明を含む



横浜市教育委員会 特別支援教育相談課
 (特別支援教育総合センター)

【本動画の内容】

- 1 就学相談とは？
- 2 就学相談の申込みからの流れ
- 3 就学相談の申込み締切

1 就学相談とは？

小学校に入学(就学)した際、個々の
 力を十分に伸ばすためのふさわしい教育
 環境(特別な学びの場)や必要な支援に
 ついて、保護者とともに考えます。

1 就学相談とは？

【横浜市における特別な学びの場】

①個別支援学級

(小・中学校内の校内にあり、お子さんに応じた支援指導を行うための学級)

②一般学級+通級指導教室

(在籍校から離れて支援指導を受ける特別な学びの場)

③特別支援学校・支援学校

(身体、知的に障害のあるお子さんが通う学校)

①～③の「特別な学びの場」を検討するためには、
 特別支援教育総合センターでの「就学相談」が
 必要です

【個別支援学級（特別支援学級）とは】

- ◆学級種・・・① 知的障害 ② 自閉症・情緒障害 ③ 弱視
- ◆学級規模・・・児童**8人**に対し、教員**1人**
- ◆教育課程・・・一般学級、特別支援学校のカリキュラムを
参考に、実態に応じた特別な教育課程を編成
- ◆交流及び共同学習
児童の実態に応じて計画的に一般学級と実施

小・中学校内の校内にあり、お子さんに応じた支援指導を行うための学級

5

【個別支援学級（特別支援学級）とは】

- ◆学級種・・・① 知的障害 ② 自閉症・情緒障害 ③ 弱視
- ◆学級規模・・・児童**8人**に対し、教員**1人**
- ◆教育課程・・・一般学級、特別支援学校のカリキュラムを
参考に、実態に応じた特別な教育課程を編成
- ◆交流及び共同学習
児童の実態に応じて計画的に一般学級と実施

小・中学校内の校内にあり、お子さんに応じた支援指導を行うための学級

6

【通級指導教室とは】

- ◆目的
障害などに基づく学習上または生活上の困難の改善・克服
※教科学習の補充は行いません
 - ◆対象
 - ① 一般学級の学習におおむね参加可能なお子さん
(知的発達の遅れがない)
 - ② 弱視、難聴、言語障害、情緒障害、自閉スペクトラム症、
LD・ADHD等の**特別な支援、指導**を必要とするお子さん
(難聴、口蓋裂の場合は、個別支援学級在籍のお子さんも対象)
- 【①と②の両方を満たすお子さん】

7

【特別支援学校・支援学校とは】

- ◆部 門・・・視覚障害、聴覚障害、知的障害、
肢体不自由、病弱
- ◆学級規模・・・児童**6人**に対し、教員**1人**
- ◆教育課程
特別支援学校の学習指導要領を基に、児童の障害の状態や特性及び発達の程度に応じて、教育課程を編成
- ◆交流及び共同学習
学区の小学校の一般学級や個別支援学級の授業や行事等に参加

8

【一般学級について】

I 就学相談とは？

◆学級規模

35人に対して、教員1人

◆教育課程

学習指導要領で定められた学年で指導する内容
学年ごとに系統立てられている

◆特別支援教育に関する相談窓口

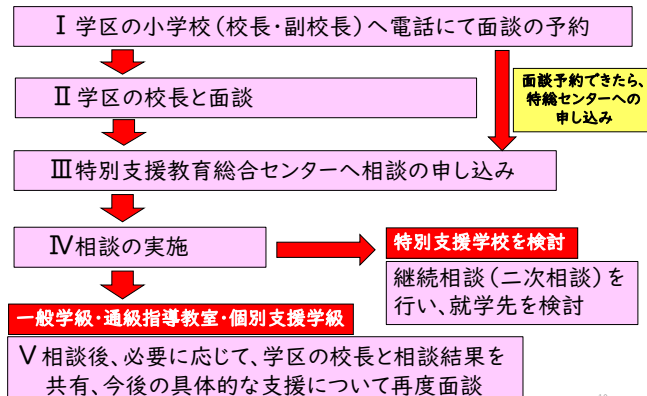
- ・児童支援専任（特別支援教育コーディネーター）
- ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー

◆配慮が必要なお子さんへの具体的な支援

- ・学級内で支援・・・座席の配置、教材の工夫、言葉かけの工夫など
- ・チームティーチング（TT）の活用
- ・特別支援教室等における個別的な指導 等

＊学校によってスロープやエレベータ等の設置状況が違います。学区の校長との面談や見学の際にご確認ください。

2 就学相談の申込みからの流れ



I 学区の小学校へ電話にて面談の予約

2 就学相談の申込みからの流れ

◆電話で確認すること

- ・面談に参加する人数、訪問時の注意事項を確認
- ・面談時に、一般学級や個別支援学級等の見学が可能かを確認

◆電話をするときの例



「次年度、就学予定の〇〇と申します。校長先生が副校長先生は、いらっしゃいますか？」

（校長先生にかわったら）「初めまして、次年度就学予定の〇〇と申します。『子どもの就学についての面談』のお願いのお電話です。」

時期によって、学校行事と重なる場合や、校長の校務により、就学相談と前後することもあります。

II 学区の校長と面談

2 就学相談の申込みからの流れ

◆面談や見学を通してすること

- ①お子さんの様子、就学についての心配な事を相談する
- ②就学を検討している学校種（特別支援学校）、学級種（一般学級・個別支援学級・通級指導教室など）、具体的に必要な支援などを伝える
- ③学校の雰囲気や個別支援学級の様子、教室環境などの情報を得る

特別支援学校を検討している方も、必ず個別支援学級の見学をしてください

II 学区の校長と面談

◆ 面談や見学を通してすること

- ① お子さんの様子、就学についての心配な事を相談する
- ② 就学を検討している学校種（特別支援学校）、学級種（一般学級・個別支援学級・通級指導教室など）、具体的に必要な支援などを伝える
- ③ 学校の雰囲気や個別支援学級の様子、教室環境などの情報を得る

例えば、昇降口から教室までの階段や段差、トイレの状況、体育館やプールなど特別教室への移動の動線も確認しておくといです。

13

学区の小学校との面談や見学について （特別支援学校を希望する肢体不自由児）

原則として、学区の小学校の校長と面談が必要となりますが、肢体不自由のお子さんにつきましては、移動面や体調等の関係から、面談や見学が難しい場合もあると思います。その場合は無理に面談、見学に行く必要はありませんが、小学校に電話連絡をしていただき、校長（副校長）に「特別支援学校を希望しており、特別支援教育総合センターで相談をする予定である」ことを伝えてください。

14

III 特別支援教育総合センターへ相談の申込み

◆ 必要な書類

- ① 就学・教育相談申込書
※「横浜市特別支援教育総合センター」のHPからダウンロードしてください
※ダウンロードやプリントアウトできない場合は、特設センターにご連絡ください
- ② 一年以内の発達検査結果
※書面でお持ちの場合のみ、コピーを同封してください

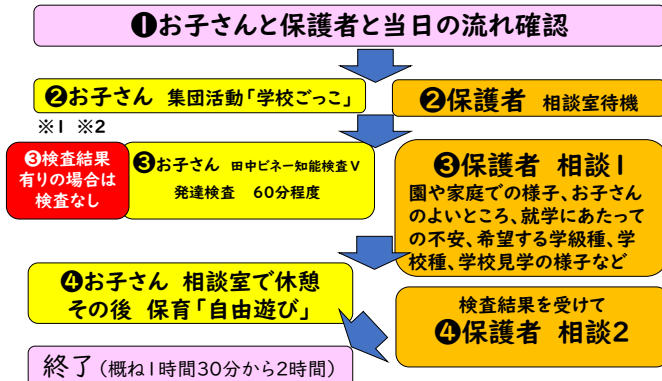
◆ 申込方法

- ① 記入したものを郵送して送る
- ② 横浜市電子申請システムに入力して送信する
※「②横浜市電子申請システム」は、5月以降を目途に運用開始の予定

☆相談時期は、「検討したい就学先」によって設定します。先着順ではありません。
日程決定まで最大4か月程度時間を要することがあります。

15

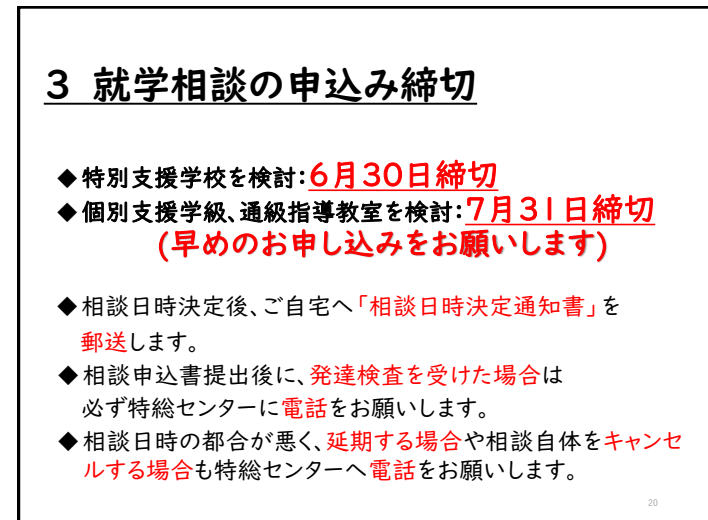
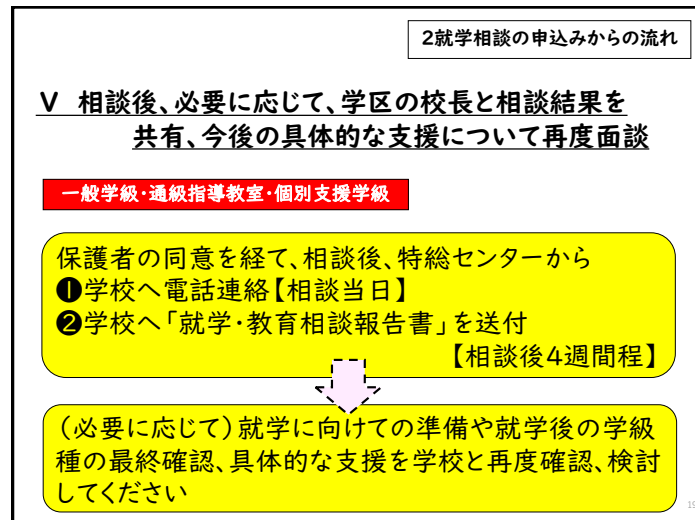
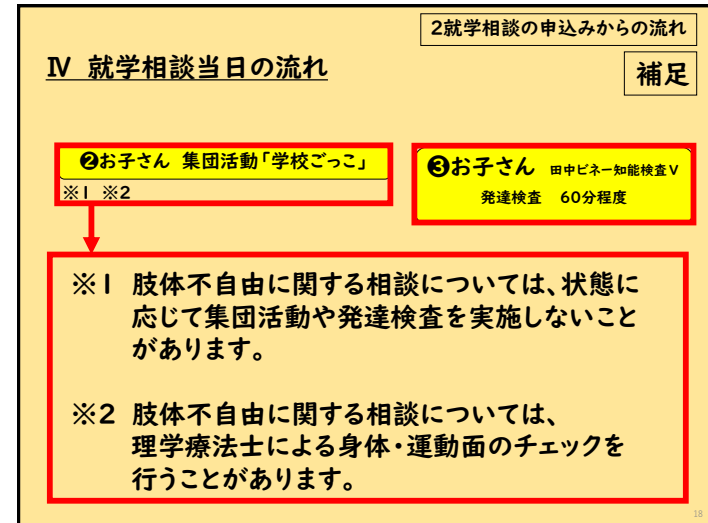
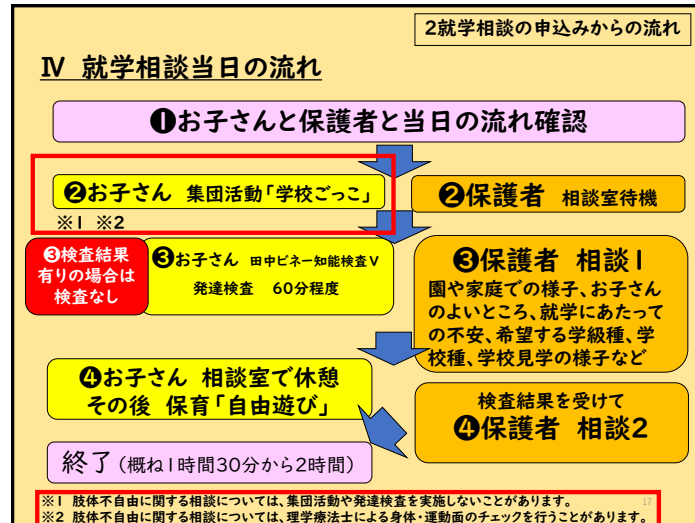
IV 就学相談当日の流れ



※1 肢体不自由に関する相談については、集団活動や発達検査を実施しないことがあります。

※2 肢体不自由に関する相談については、理学療法士による身体・運動面のチェックを行うことがあります。

16





令和7年度 就学に向けての相談について ～7分でわかる特別支援学校～

肢体不自由児向け補足説明を含む



横浜市教育委員会 特別支援教育相談課
(特別支援教育総合センター)

Ⅰ 特別支援学校・支援学校とは

- ◆ 部 門 …視覚障害、聴覚障害、知的障害、
肢体不自由、病弱
- ◆ 学級規模…児童 6人に対し、教員1人
- ◆ 教育課程
特別支援学校の学習指導要領を基に、児童の障害の状態や特性及び発達の程度に応じて、教育課程を編成
- ◆ 交流及び共同学習
学区の小学校の一般学級や個別支援学級の授業や行事等に参加

特別支援学校への就学には、学識経験者や専門家等で構成される会議で承認を得る必要があります。

【本動画の内容】

- 1 特別支援学校・支援学校とは？
 - ① 視覚障害部門・聴覚障害部門
 - ② 知的障害部門
 - ③ 肢体不自由部門
 - ④ 病弱部門
- 2 特別支援学校の就学までの流れ
- 3 特別支援学校の就学希望について

①視覚障害部門・聴覚障害部門

視覚障害部門

(市立) 盲特別支援学校
(県立) 平塚盲学校

聴覚障害部門

(市立) ろう特別支援学校
(県立) 平塚ろう学校

② 知的障害部門

(市立)

本郷特別支援学校 港南台ひの特別支援学校

日野中央高等特別支援学校(高等部)

二つ橋高等特別支援学校(高等部)

若葉台特別支援学校(高等部)

(県立) 鶴見支援学校 高津支援学校 金沢支援学校

麻生支援学校 みどり支援学校 保土ヶ谷支援学校

瀬谷支援学校 藤沢支援学校

あおば支援学校

横浜ひなたやま支援学校(高等部) 岩戸支援学校(高等部)

鎌倉支援学校(高等部) 三ツ境支援学校(高等部)

(私立) 聖坂支援学校 (国立) 横浜国大附属特別支援学校

③ 肢体不自由部門

(市立)

上菅田特別支援学校

若葉台特別支援学校

北綱島特別支援学校

東俣野特別支援学校

中村特別支援学校

左近山特別支援学校

(県立)

中原支援学校

三ツ境支援学校

鎌倉支援学校

金沢支援学校

あおば支援学校

肢体不自由特別支援学校

補足

① 看護師の配置について(市立、県立)

→看護師による医療的ケアがあります

② 医療的ケアについて

→年度当初に書類の準備や学校での引き継ぎなどがあります

③ 給食の食形態について

→常食、刻み食、ミキサー食等が用意されている

④ スクールバスについて

→定員、健康状態によって難しい場合があります

⑤ 自立活動教諭について(県立)

→理学療法士、作業療法士等が配置されています

⑥ 訪問教育について

【訪問教育について】

補足

○肢体不自由特別支援学校で行われている教育の形態の1つです。

○対象となる訪問籍のお子さんについて、実施頻度はご家庭の希望を踏まえながら、週1~3日程度、1回につき2時間程度となっています。

○保護者付き添いのもと、学校へのスクーリングが可能となっており、行事や集団授業への参加も可能です。スクーリングの際の送迎や医療的ケアは保護者に行っていただくことになっています。

④ 病弱部門

(市立) 浦舟特別支援学校

(県立) 横浜南支援学校

病院に入院した場合や医師の診断等がある場合に利用できます。

9

2 特別支援学校の就学までの流れ(一次相談後)

①二次相談(8月以降)

特総センターの職員が在籍をする「保育所」「幼稚園」「地域療育センター」を訪問し、実態等を詳細に把握し、「ふさわしい学びの場」を総合的に検討します。



②特別支援学校が望ましいとの判断が示された場合
(県立の場合は、入学前相談が必要)



③横浜市就学連絡会(11月頃、1月頃)

県立の場合 ④神奈川県教育支援委員会(12月頃、2月頃)



就学決定

10

3 特別支援学校の就学希望について

- ①特別支援学校への就学を希望する場合でも、
必ず学区の小学校で面談及び個別支援学級等の見学を行ってください。
- ②**特別支援学校の見学は必ず行ってください。**
- ③特別支援教育総合センターでの就学相談後は、保育所・幼稚園・地域療育センター等の関係機関と連携を図りながら、お子さんの実態を総合的に把握し電話での二次相談を行います。
- ④相談の申込みは、6月30日までです。早めに相談申込をしてください。**締切後は対応できないこともあります。**

11

3 特別支援学校の就学希望について

- ⑤横浜市立特別支援学校、神奈川県立支援学校への就学の決定は、横浜市教育委員会決定します。
学校の指定は、神奈川県教育委員会・横浜市教育委員会との調整により、お住まいの住所で指定されます。
調整区域の場合は、対象となる全ての学校見学をしていただきます。
住所で指定される特別支援学校については、特総センターにお問い合わせください。
- ⑥聖坂支援学校と横国大附属特別支援学校等を受験する場合は、必ず相談申込書にその旨記載してください。
- ⑦相談の結果、**学区の小学校の個別支援学級等の判断**となる場合もあります。

12